

# 社協だより



誰もが安心して暮らせる  
福祉のまちづくり

『社協』は社会福祉協議会の略称です。

2020.9.15

## 赤い羽根共同募金

運動期間 10月1日～12月31日

「じぶんの町を良くするしくみ」をテーマに、赤い羽根共同募金運動が全国一斉に実施されます。



毎年、皆さまからお寄せいただいた募金は、高齢者や障害のある方、児童・青少年の福祉育成やボランティア活動など、さまざまな福祉活動に役立てられます。また、昨年は台風19号の災害支援に活用されました。今年は、新型コロナウイルス感染拡大でお困りの方への支援に活用されます。多くの皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

皆さまのご協力をお願いいたします。

## 土浦市社会福祉協議会 職員採用試験のお知らせ (令和3年4月採用予定)

職種	採用予定人数	受験資格
事務職	若干名	平成2年4月2日以降に生まれた方で、高校卒業以上（卒業見込みを含む）または高校卒業と同程度の学力を有すると認められる方
社会福祉士	若干名	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士資格取得者または令和2年度社会福祉士国家試験により当該資格取得見込みの方
保健師	若干名	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、保健師資格取得者または令和2年度保健師国家試験により当該資格取得見込みの方
主任介護支援専門員	若干名	昭和50年4月2日以降に生まれた方で、主任介護支援専門員資格取得者または令和3年3月31日までに当該資格取得見込みの方

- 申込締切：令和2年9月30日（水）17：15までに必要書類を社会福祉協議会に持参（土・日・祝日を除く）または郵送 ※郵送は当日消印有効
- 第1次試験：10月18日（日）9：00 会場：つくば国際大学キャンパス  
※試験の詳細、申込書等につきましては、本会ホームページをご覧ください。



### おもな内容

- 令和2年度歳末たすけあい配分金申請のご案内 ..... 2～3ページ
- 土浦市ふれあいネットワーク ..... 4ページ
- 身近な福祉の相談窓口 ..... 5ページ
- 社協支部事業紹介 ..... 6ページ
- 子ども食堂、福祉車両貸出事業、成年後見センターつちうらからのお知らせ ..... 7ページ
- まごころコーナー、新治総合福祉センターからのお知らせ、土浦市障害児（者）育成会からのお知らせ、福祉の店「ポプラ」非常勤職員募集 ..... 8ページ

この広報紙は、市民の皆様から寄せられた社協会費と赤い羽根共同募金の配分金により発行しております。

# 令和2年度 歳末たすけあい配分金申請のご案内

12月1日から12月31日まで、歳末たすけあい募金運動が実施されます。  
お預かりした募金は、市内の支援を必要とする世帯や福祉施設・団体等の  
福祉事業に対し、自己申請方式により配分いたします。



## 1 支援を必要とする世帯への配分

《配分の対象となる世帯》 次の(1)(2)(3)を全て満たしている世帯

- (1) 令和2年10月1日現在で、土浦市に6ヶ月以上居住していること。
- (2) **世帯全員の住民税が非課税であること。**
- (3) 令和2年10月1日現在で、以下の世帯条件のいずれかに該当すること。



- ア. 満70歳以上のひとり暮らし世帯  
(同一敷地内に親族や関係者がお住まいの場合は対象になりません。)
- イ. 満70歳以上の寝たきり(3ヶ月以上)の方がいる世帯
- ウ. 満70歳以上の認知症(3ヶ月以上)の方がいる世帯
- エ. 満70歳以上の高齢者のみの世帯
- オ. 満70歳以上の高齢者と虚弱者又は18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者のみの世帯
- カ. 母子父子世帯で18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している世帯
- キ. 交通遺児世帯で18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している世帯



提出書類

① ② ③

- ク. 重度心身障害児(者)の方がいる世帯
  - 1. 身体障害者手帳1・2級
  - 2. 療育手帳(ア)・A
  - 3. 精神保健福祉手帳1級



提出書類

① ② ③ ④

ケ. 小学6年生がいる準要保護世帯 → 対象世帯へ通知させていただきます。

**※生活保護世帯、施設入所者、長期入院中(6ヶ月以上)の場合は、対象になりません。**

**※原則として、1世帯あたり1件分の配分となります。**

## 《申請に必要な提出書類》

- ① 歳末たすけあい配分金申請書
- ② 住民票( **世帯全員記載のもの** で、令和2年10月1日以降に発行されたもの)
- ③ 非課税証明書( **高校1年生以下を除く世帯全員のもの** で、令和2年10月1日以降に発行されたもの)
- ④ 手帳の写し

※②と③は、土浦市役所市民課及び各支所・出張所で発行されます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、キオスク端末が設置されたコンビニエンスストアでも発行できます。  
(発行手数料は申請書の負担となります。)

## 《申請期間》

令和2年10月1日(木)～10月31日(土)まで

## 《申請書設置先／申請書類提出先》

土浦市社会福祉協議会及び社協支部(各地区公民館内)



## 《その他》

- \* 配分金の額は令和2年度歳末たすけあい募金の額によって決定します。
- \* 配分の決定は、決定通知書でお知らせいたします。尚、審査により、配分対象外となる場合があります。
- \* 配分金は、令和2年12月下旬に、指定された金融機関の口座へ振込を予定しております。
- \* 虚偽の申請や不正により配分を受けた場合は、配分金を返還していただくことになります。



## 2 地域福祉を高める活動を行う施設・団体等への配分

### 《配分の対象となる条件》

歳末たすけあい運動の期間中（12月1日～12月31日）に、地域住民が運動に対する意識及び住民福祉の向上を図ることを目的とし、必要性があると認められる福祉事業であること。

### 配分対象事業例

給食サービスの推進強化  
(おせち料理等の配食、  
会食会の開催)

高齢者ふれあい・  
いきいきサロン、  
子育てサロンなどの  
推進強化

市内小中学校の  
冬休み中の児童・生徒  
による配食サービスなど、  
福祉活動の体験・参加

障害者福祉団体や  
介護者の会が実施する  
クリスマス会等の交流行事

福祉施設における  
地域住民参加型のクリスマス会、  
餅つき大会等の交流行事

### 《申請に必要な提出書類》

- ①「歳末たすけあい配分金申請書」
- ②「申請事業に対する事業計画書」
- ③「申請事業に対する予算書」



### 《配分額》

- ①福祉施設 …… 事業費総額の4分の3（75%）以内で、かつ、5万円を限度とする。
- ②福祉団体 …… 事業費総額の4分の3（75%）以内で、かつ、10万円を限度とする。

### 《申請期間》

令和2年10月1日（木）～10月31日（土）まで

### 《申請書設置先／申請書類提出先》

土浦市社会福祉協議会



### 《その他》

- \* 配分の決定は、決定通知書でお知らせいたします。
- \* 配分金は、令和2年12月下旬に、指定された金融機関の口座へ振込を予定しております。
- \* 配分金が総事業費の75%を超えた場合は、超過部分の配分金を返還していただくことになりますのでご注意ください。また、事業未実施の場合も返還していただくことになります。
- \* 虚偽の申請や不正により配分を受けた場合は、配分金を返還していただきます。

問合せ先：総務係 ☎ 821-5995

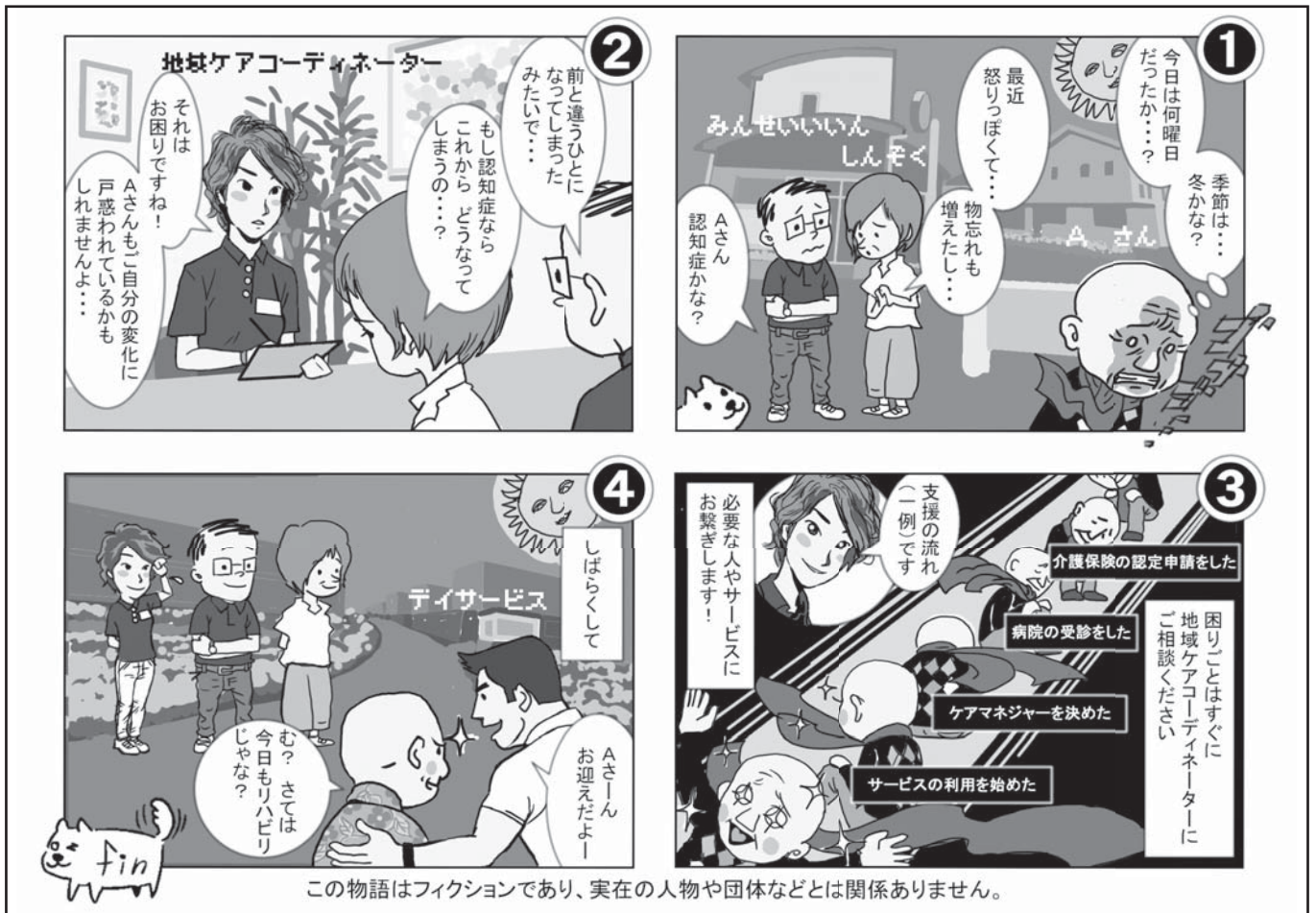
# 土浦市ふれあいネットワーク

土浦市では誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、ふれあいネットワーク事業を実施しています。

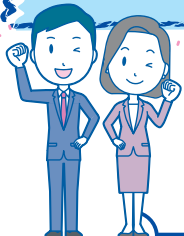
ふれあいネットワークとは、各地区公民館に地域ケアコーディネーターを配置して相談窓口とし、支援を必要とする方に対して、地域住民・医療・保健・福祉等の関係者が連携して、生活の改善を図るために総合的な支援をしていく仕組みです。

地域ケアコーディネーター（社協支部職員）にご相談ください！

## ☆ 相談の流れ ☆



### 地域ケアコーディネーターとは



日々、生活を送っていると、さまざまな「困った!」を感じることがあります。その「困った!」の内容を伺って、必要な支援を受けられるように関係機関のつなぎ役をするのが、地域ケアコーディネーターです。

# 身近な福祉の相談窓口

～ご相談は各地区の地域ケアコーディネーターへ～

## 中央支部 (一中地区公民館内)

土浦市大手町13-9  
☎821-0104



### 【担当地区】

蓮河原町、田中町、虫掛町、穴塚町、矢作町、飯田町、佐野子町、粕毛町、有明町、大和町、桜町一～四丁目、大町、千束町、生田町、港町一～三丁目、中央一～二丁目、城北町、東崎町、川口一～二丁目、大手町、文京町、立田町、田中一～三丁目、蓮河原新町、滝田一～二丁目、湖北一～二丁目

担当 須藤

## 真鍋支部 (二中地区公民館内)

土浦市木田余1675  
☎824-3588



### 【担当地区】

木田余町1～4区、木田余東台一～五丁目、木田余西台、真鍋一～六丁目、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、殿里町、東若松町、若松町、東都和

担当 福田

## 東支部 (三中地区公民館内)

土浦市中村南4-8-14  
☎843-1233



### 【担当地区】

竹の入町、中村町1区、中村町1区プリムム、中村町6区・8区、西根町1～3区、荒川沖南区、荒川沖西区1・2丁目、荒川沖西3丁目、乙戸町、乙戸 (西区一丁目)、小山田一・二丁目、乙戸南一～三丁目、中村南一～六丁目、西根南一～三丁目、北荒川沖町、荒川沖西一・二丁目、中荒川沖町、荒川沖東一～三丁目、西根西一丁目、鉦町一・二丁目、中村東一～三丁目

担当 久野

## 桜南支部 (四中地区公民館内)

土浦市国分町11-5  
☎824-9330



### 【担当地区】

富士崎一～二丁目、下高津一～四丁目、国分町、中高津町、中高津一～三丁目、天川一～二丁目、上高津町、上高津新町、小松一～三丁目、千鳥ヶ丘町、小松ヶ丘町、桜ヶ丘町、永国町、永国東町、永国台

担当 橋本

## 上大津支部 (上大津公民館内)

土浦市手野町3252  
☎828-1008



### 【担当地区】

沖宿町、田村町、手野町、菅谷町、白鳥町、白鳥新町、中神立町、神立町1区、神立中央一～五丁目、神立東一・二丁目、おおつ野三・五～八丁目

担当 大堀

## 南部支部 (六中地区公民館内)

土浦市烏山2-2346-1  
☎842-3585



### 【担当地区】

大岩田 1～2区、大岩田団地、右町1～5区、右町自衛隊、まりやま新町、まりやま団地、霞ヶ岡町、小岩田東一～二丁目、小岩田西一～二丁目、烏山一～五丁目

担当 田村

## 都和支部 (都和公民館内)

土浦市並木5-4824-1  
☎832-1667



### 【担当地区】

常名町、今泉町、粟野町、小山崎町、中貫町、東中貫町、笠師町、中都町一～四丁目、都和一～四丁目、並木一～五丁目、東並木町、西並木町、板谷一～七丁目

担当 川崎

## 新治支部 (新治地区公民館内)

土浦市藤沢982  
☎862-2673



### 【担当地区】

藤沢一区・二区、東町、大畑、上坂田、下坂田、桃園、文教区、藤沢団地、沢辺、田宮、高岡根、高岡沖、田土部、高岡新田、藤沢新田、永井、本郷、大志戸、小野、東城寺、小高

担当 井上

※地区名については住民基本台帳を基に表記しています。

相談  
時間

火曜日から日曜日の8:30～17:15

月曜日は土浦市社会福祉協議会 (ウララ2) でお話を伺います

※詳しくは各地区公民館にお問合せください



# 土浦市社会福祉協議会支部事業紹介



土浦市社会福祉協議会の8つの支部では「支えあい・助け合う」ふれあいのあるまちづくりを目指し、地域福祉の様々な活動を行っています。この活動では市民の皆様からの社協会費を財源としております。

## 宅配型食事サービス事業

毎月2回宅配ボランティアが作ったお弁当を高齢者世帯等へお届けしています。栄養満点のお弁当は大変喜ばれています。



## 会食型食事サービス事業

70歳以上のひとり暮らしの方を対象に、ボランティア手作りのお弁当を食べ、同好会や幼稚園生の発表を鑑賞するなど、楽しいひと時を過ごされています。



## ひとり暮らし高齢者交流会



70歳以上のひとり暮らしの方を対象に、日帰り旅行を開催しています。高齢者同士やボランティア等との外出を楽しみに参加されています。

## 各種研修会

### 宅配ボランティア研修



### 支部委員研修



## 福祉体験講座

市内の小中学校において、福祉への理解と地域福祉の向上を目的に福祉体験講座（手話・点字・アイマスク・車いす・インスタントシニア体験等）がボランティアの協力により行っています。

### インスタントシニア体験



### 車いす体験



### 盲導犬



## ふれあいきいきサロン



町内を拠点に、住民同士が協働で活動内容を企画し、運営していく仲間づくりの活動です。社協支部ではサロンの立ち上げの相談や情報提供なども行いますので、お気軽にご相談ください。

## その他支部事業

- 支部役員会
- 支部委員会
- 車いす貸し出し
- 広報活動

## ～地域の居場所づくり～ 『子ども食堂』

食堂は、子どもたちがひとりでも立ち寄れる場所です。子どもだけでなく、誰でも一緒に参加できます。

### ◎「こども食堂たんぽぽ」

日時：毎月第1日曜日  
11：30～13：30  
会場：たんぽぽ作業所(旧穴塚小学校前)

### ◎ふれあい食堂「かみもり」

日時：毎月第4日曜日  
11：30～14：00  
会場：神立地区コミュニティセンター

### ◎「土浦にここ食堂」

日時：毎月第3日曜日(または第2)  
11：00～14：00  
会場：四中地区公民館1階 和室

### ◎「ほぺたん食堂」

日時：毎月第4土曜日  
11：30～14：00  
会場：一中地区公民館2階 和室

### ◎「ひよこ食堂」

日時：毎月第4日曜日  
11：30～14：00  
会場：都和公民館2階 和室

開催日等については、事情により日程を変更する場合があります。

問合せ先 福祉のまちづくり係 ☎821-5995

## 福祉車両貸出事業のお知らせ

市内にお住まいの方に、車いすのまま乗車できる自動車を貸し出します。通院や家族旅行、買い物など、様々な場面でご利用ください。



### 利用 できる方

- ① 常時車いすが必要で、座位保持が可能な方
- ② 病気やケガで一時的に車いすが必要な方

- 申込方法 事前に予約(利用日の3か月前から可能)
- 利用日数 月2回以内(宿泊は2泊3日まで)
- 出庫・返車 月曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く 9：00～17：00
- 利用料 無料(但し、1km10円のガソリン代をご負担いただきます)
- 申込・問合せ先 福祉のまちづくり係 ☎821-5995

## 成年後見センターつちうらからののお知らせ

ご存知ですか? 「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」  
どちらも判断能力が十分でない方の権利を守るためのものです。

### 日常生活自立支援事業

専門員と生活支援員が定期的な訪問と日常的な金銭管理などを行いながら、ご本人さまの日々の生活を支援します。

ご本人さまの意思を尊重します

### 成年後見制度

成年後見人等が、財産管理・身上監護(※)に関する法律行為を行いながら、本人意思決定の代行代理支援をします。

※生活・医療・介護などに関する手続きをすること。

取消権・同意権、代理権  
を使って権利を護ります

お気軽にご相談ください。

詳細はお問合せください

成年後見センターつちうら専用ダイヤル ☎821-1152

イイ 後見人

# 善♥意♥銀♥行

# まごころコーナー

(敬称略・順不同)

ご協力ありがとうございました。

令和2年5月25日～令和2年8月20日

## 金 銭

- ・ コーヒーハウスアモル  
代表 瀧 智一 16,150円
- ・ 匿名 10,000円
- ・ 匿名 10,000円
- ・ 匿名 10,000円
- ・ 中村南二丁目楽遊会 4,698円



## 物 品

- ・ (古切手) つちうら駄菓子屋楽校  
塚田陶管株式会社
- ・ (手作りマスク) 生田町いきいきサロン  
株式会社シルクロード
- ・ (手作りマスク・お手玉) 七草の会
- ・ (布団一式) 菊池 末次
- ・ (米) 匿名  
鈴木 暁  
鈴木 正一
- ・ (ぞうきん) 匿名
- ・ (食品・雑貨) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン



▲株式会社セブン-イレブン・ジャパン



## 新治総合福祉センターから各教室開催のお知らせ

10月から  
2月まで開催

教室名	内 容	日 時	定員
① 立体布マスク作り	自分にあった(簡単)マスクを作ってみよう!	10/10、10/17 9:30~11:30	10名
② お花いろいろ体験	テラリウム、ドライフラワー、ハーバリウム、寄せ植え、アレンジメント	10/20、11/17、12/15、1/19、2/16 9:30~11:30	10名
③ "牛乳パックで かわいい椅子作り"	牛乳パックを再利用して便利な椅子・カバーを作ります。	10/26、10/28、10/30 9:30~11:30	10名
④ つるかご作り	ツツラフジのつるを使ってかごを作ります。	11/19、12/4 13:30~15:30	10名
⑤ 簡単ガラスアート体験	ガラスのお皿に好きな模様、絵などを削り、オリジナルのお皿を作ります。	12/9 9:30~11:30	10名

●申込資格: 市内に居住または通勤している方

●申込方法: 往復はがきに住所、氏名(ふりがな)、電話番号、希望教室を記入し、郵送でお申込みください。  
※はがき1枚につき1教室の申込み(連名での申込みはできません。)定員を超えたときは抽選となります。

●参加費: 各教室初回のみ500円 ●材料費: 各教室実費

●締切日: 令和2年10月5日(月)(当日消印有効)

※都合により、中止または日程などが変更になることがありますので、ご了承ください。

※詳しくは新治総合福祉センターまでお問合せください。

申込・問合せ先 土浦市新治総合福祉センター(〒300-4104 沢辺1423-1)  
☎029-862-3522 FAX 029-862-2940



## 土浦市障害児(者)育成会からののお知らせ

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会員募集は中止となりました。昨年度、ご協力いただいた市民の皆様へ厚くお礼申し上げます。

【令和元年度事業報告】

会員数 594名  
会費総額 1,346,000円(年額一口1,000円)  
助成 障害児(者)団体等: 11団体 1,301,000円

お問合せ・お申込みは

## 土浦市社会福祉協議会

〒300-0036  
土浦市大和町9-2 ウララ2ビル4階  
土浦市総合福祉会館内  
TEL 029-821-5995(代)  
FAX 029-824-4118  
E-mail info@doshakyo.or.jp  
http://www.doshakyo.or.jp

## 福祉の店「ポプラ」非常勤職員募集

障害のある方で、将来的に就労するのに自信をつけたい方などを募集します。販売、接客などのお仕事です。

店 舗	中央店	市役所店	資 格
就業場所	中央1-12-25	大和町9-1	土浦市内に居住する方で 障害者手帳又は自立支援医療 (精神通院)受給者証をお持ちの方
採用人数	2名	2名	雇用期間
勤務日数	週3日(シフト制) 10:30~15:30		採用日から6ヵ月(契約更新はありません)
時 給	850円		採用方法
			面接

※お申込みは、電話連絡のうえ、履歴書を本会宛てに郵送または持参してください。

申込・問合せ先 総務係 ☎821-5995